建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月21日

北陸地方整備局長　小俣　篤

１　処分をした年月日　平成30年６月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　福田道路株式会社　代表取締役　河江　芳久　新潟県新潟市中央区川岸町１丁目53番地１　国土交通大臣許可（特―28）第638号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成30年６月22日から平成30年７月21日までの30日間

４　処分の原因となった事実　福田道路株式会社は、他の事業者７社と共同して、平成23年12月15日から平成27年１月27日までの間、東京都が希望制指名競争入札（施工能力審査型総合評価方式によるものを含む。）の方法により発注する特定二層式低騒音舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成30年３月28日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３４９８号

東京都北区赤羽北１丁目７－１　平良方

債務者　後藤　隆

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　星　晶広

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前11時

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５１１号

東京都品川区北品川１丁目20―６―1004

債務者　佐藤　正善

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　栗原　稔

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午後２時

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５１２号

東京都品川区北品川１丁目20―６―1004

債務者　佐藤　京子

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　栗原　稔

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午後２時

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５１４号

神奈川県川崎市川崎区新川通１番11―702

債務者　西澤　直子

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　野竹　夏江

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５５１号

東京都練馬区向山４丁目14―１―105

債務者　狩野　篤史

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　恒石　直和

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時30分

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５６０号

東京都杉並区清水３丁目７―16

債務者　水田　晶博

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　菅沼　篤志

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５７６号

東京都町田市原町田２丁目29―25

債務者　菊地　信人

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　森　円香

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５７７号

東京都町田市原町田２丁目29―25

債務者　菊地　容子

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　森　円香

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６１６号

神奈川県相模原市中央区上溝2179―４―309

債務者　板垣　勝雄

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　松村満美子

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時30分

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６５２号

千葉県習志野市谷津４丁目７―15―901

債務者　吉川　勝子

１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　林　毅

４　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで

東京地方裁判所民事第20部